

スマートフォン(スマホ)で アダルトサイト利用料金の請求が!

事例 中学校入学を機に、息子にスマートフォン(スマホ)を買い与えた。息子は友達から勧められ、興味本位でアダルトサイトを検索した。見たい動画を選ぶと「18歳以上ですか?」と画面に表示され、「はい」のボタンを押した。すると突然、登録完了になり、約10万円を請求する画面が出た。焦った息子は画面の下に表示されていた「退会はこちら」を選択し、退会希望のメールを送った。すぐに業者から「電話するように」というメールが届いたので、メールに記載の番号に電話連絡したところ、「金を払え。学校に連絡して親にも伝えるぞ」と脅された。息子は小遣いで払おうとしたが、怖くなって親である自分に相談してきた。

ひとことアドバイス 急速に普及しているスマートフォンでアダルトサイトに接続してしまい、突然、登録(料金請求)画面が出たという相談が寄せられています。事例のほかにも「動画再生アプリをダウンロードしたら個人情報(シヨウジヨウ)を抜き取られ、電話やメールで執拗に請求された」「料金請求画面が消えない」等のトラブルが起きています。

このような場合は、業者に連絡したり、お金を支払ったりせず、消費生活センター等に相談しましょう。また、スマートフォンを安全に使用するため、機能や特徴を保護者が十分に把握し、フィルタリングサービスを利用したり、ウイルス対策ソフトを入れたりするなど、事前に家族で使い方について話し合っておきましょう。

トラブルにあったら…

- 市消費生活センター ☎45-2327 (市役所2階経済課内) 月～金曜日 9:00～12:00、13:00～16:00
- ※土・日曜日、祝日、年末年始は除く
- 消費者ホットライン ☎0570-064-370 (全国共通)
- ※土・日曜日、祝日の10:00～16:00 は国民生活センターを案内します

取手市医師会健康教室

小児の食物アレルギー

近年、乳幼児の食物アレルギーが注目されています。食物アレルギーには、耐性といって、適切な診断と治療または自然経過によつて症状が軽快する現象があります。

アレルギーの有病率は、1歳以下の乳児が約10%と最も高く、3歳児で約5%、学童以降が1.3～2.6%程度と加齢に伴って漸減していきます。全年齢を通しては、わが国で推定1～2%程度の国民が食物ア

レルギーを持つていると考えられています。

食物アレルギーには、患者の90%程度と最も高頻度にみられる蕁麻疹や湿疹などの皮膚症状や、腹痛、嘔気、嘔吐などの消化器症状、くしゃみ、咳、喘鳴など呼吸器症状があります。さらには10%程度の患者にみられ、最も重症の全身症状で、早期に治療しなければ死の危険性もあるアナフィラキシーショック症状などもあります。これらの症状は通常、原因食物摂取後2時間以内に出現し、即時型症状ともいわれます。

小児期の食物アレルギー

は、乳児期にアトピー性皮膚炎を伴って発症し、その後即時型症状を呈し、その後年齢とともに治っていくことが多い「食物アレルギー」の関与する乳児アトピー性皮膚炎が最も多いタイプです。卵・牛乳・小麦・大豆などが原因として頻度の高い食品です。

一方、学童から成人で新規発症してくる即時型食物アレルギーの原因食物は甲殻類・小麦・果物・魚類・ソバ・ピーナツが多く、乳児期発症のタイプと比較して耐性の獲得の可能性が低い(治りにくい)とされています。

この他に特殊型の即時型食物アレルギーとして問題になることが多いのは、学童から成人で新規発症し、原因食物摂取後の運動(通常食後2時間以内の運動)によつてアナフィラキシー

が誘発されるものです。「食物依存性運動誘発アナフィラキシー」といわれ、小麦・エビ・イカなどが原因食物になることが多いです。食物アレルギーの検査のうち、医療機関で最も一般的に実施されるのがRAS Tという血液検査です。これは個々の食品についてアレルギーの程度が数値で表示されますが、必ずしも症

状と一致しないことも多く、食物除去を実施するに当たっては医師とよく相談することが必要です。

乳幼児では前述のように耐性の獲得により、食後も症状が出なくなることも多くみられますので、いつ食物制限を解除するかということも考慮していく必要があります。また両親や兄弟がアレルギー性疾患を持つている場合、妊娠中または授乳中の母親が食物制限を行うかどうか時間が問題となる場合があります。

が、現在のガイドラインでは母親の食物制限は推奨されていません。